

薬剤師によるワクチン接種

1) 国民民主党の田村麻美参議院議員の提案

薬事日報の2025年6月20日配信の内容によると、6月17日に行なわれた参議院厚生労働省委員会で「感染症危機発生時にワクチン接種の担い手として薬剤師を加えることを検討するよう求めた」とありました。以下、その内容を記します。

【2022年に政府の「新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえたワクチン接種・検体採取の担い手を確保するための対応のあり方等に関する検討会」が公表した報告書では『感染症発生時に医師、看護師以外にワクチン接種の担い手となることが適当な職種として歯科医師、救急救命士など5職種が挙げられている。一方、**薬剤師は対象外**としたものの「担い手確保の枠組みを創設したことの効果を評価した上で、薬剤師も含めてこうした状況が生じた場合の**対応を考えていくことが重要**』としている。』

これを踏まえて田村氏は「薬剤師の機能強化の一つとして**ワクチン接種の担い手**とすることも検討項目として入れるべき」と迫り「薬剤師を対象に加えるに当たり、薬液投与の手技を**薬学部の課程に盛り込む**などの課題もあるので、早期に評価して**取り組みを進める**必要がある」とした。

これに対し内閣感染症危機管理統括庁の神谷隆内閣審議官は「有事に**必要な打ち手を確保**できるように**厚労省で検討**していくものと認識している。関係省庁と連携しながら政府行動計画の進捗状況のフォローアップ等を通じ、次の感染症危機に向けて万全を期していきたい」と回答した】。

2) せつかく6年制になったのに…

看護師は医師の指示の下に重大なリスクを伴う動脈注射など以外の注射は認められていますが、薬剤師にはインスリンなどの患者への自己注射への**指導**は認められているものの注射そのものは認められていません。当然、そのような教育や訓練を受けていないからでもあり、法的にも許容されていないからですが、個人的には簡単な注射手技なら薬剤師も実施しても良いと思っています。

過去の話に遡りますが、大学病院時代の薬事委員会では司会進行役兼薬剤部の方針を伝える係を薬剤部長がしていました。薬剤部長の目の前にはコの字型に並んだテーブルに各診療部の代表者が並び、薬剤部長の後の席には私を含めた医薬品情報室(DI)担当者、その後には大学の管理関係者が並ぶという配置でした。どのような経緯だったかは今では覚えていませんが、薬剤部長がいきなり**薬剤師は静脈注射だってできる**と言い出したのです。動物実験でしか静脈注射の経験がない私はビックリしたことを覚えています。確かにそれなりの教育実習を受けていればできると思いますが…とその時は思ったものです。また大学病院時代に富山県病院薬剤師会の会報に将来的に「**薬剤看護師**」という薬剤師資格をもったナースが現れて薬剤師の知識を持った上で患者さんに直接様々な手技を行なえるので病院薬剤師の地位が危うくなるという想像物語を投稿した覚えがあります。時代は過ぎて病院薬剤師の病棟業務は着実に進み、また医薬分業も進み保険薬局が過多気味となり来年の調剤報酬改定が、ものすごく気になる時期になってきました。将来的に薬剤師がワクチン接種における皮下注射、筋肉内注射は医師の指示の下に認める法改正、さらにせつかく6年制になったのだから薬学教育への導入があっても良いのではないかと思うのですが、いかがでしょう。もちろん病院・薬局問わず実際にワクチン接種を必要とする場合は普通の業務では注射はしていないので事前の何らかの再研修は必要となるでしょうが。(終わり)